

春日井市民病院地域医療連携ネットワークシステム利用規約

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 管理 (第2条―第6条)

第3章 利用 (第7条―第12条)

第4章 運用 (第13条―第16条)

第5章 雑則 (第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、春日井市民病院を受診する患者の診療情報の閲覧及び外来診察・機器共同利用の予約を可能とする地域医療連携ネットワークシステム（以下「Tri-netかすがい」という。）並びにこれに接続される機器及び周辺装置（以下「Tri-netかすがいシステム」という。）の運用及び管理に関し必要な事項を定め、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2章 管理

(所管する委員会)

第2条 Tri-netかすがいシステムの安全かつ効率的な運用及び適正な管理についての審議は、春日井市民病院システム情報管理委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(統括責任者)

第3条 Tri-netかすがいの統括責任者は、春日井市民病院長とする。

2 統括責任者は、Tri-netかすがいシステムを統括し、利用を許可、制限又は禁止することができる。

3 統括責任者は、前項に規定する制限又は禁止の措置を行うに当たっては、委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等委員会の意見を聞くことができない場合は、事後において委員会に報告するものとする。

(利用医療機関管理責任者)

第4条 利用医療機関管理責任者は、利用者が属する医療機関（以下「自施設」という。）における利用者の代表者とし、利用医療機関管理責任者及び利用者に変更が生じた場合は、速やかに統括責任者に通知しなければならない。

(システム管理者)

第5条 Tri-netかすがいの安全かつ適正な管理を行うため、春日井市民病院にシステム管理者を設置する。

2 システム管理者は、春日井市民病院事務局管理課長をもって充てる。

3 システム管理者は、利用医療機関管理責任者から新たに利用の申請があった場合は、セキュリティについて安全を確認するものとする。

(利用医療機関管理責任者の責務)

第6条 利用医療機関管理責任者は、自施設において、Tri-netかすがいシステムの安全かつ適正な管理を図り、データの保護を確保しなければならない。

2 利用医療機関管理責任者は、自施設におけるTri-netかすがいシステム利用者に関する責務の一切を負い、この規約若しくは春日井市民病院地域医療連携ネットワークシステム運用細則（以下「運用細則」という。）で禁止された行為に対する違反若しくは情報漏洩（接続機器の紛失又は盗難によるものを含む。）を認めた場合又は当該事項が疑われる場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、協議の上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 利用医療機関管理責任者は、前項の違反及び情報漏洩等に対する一切の責任を負うものとする。

4 利用医療機関管理責任者は、Tri-netかすがいシステムに異常を認めた場合は、直ちにシステム管理者に報告しなければならない。

第3章 利用

(利用者)

第7条 Tri-netかすがいの利用者は、医師及び歯科医師に限る。

2 利用医療機関管理責任者は、前項に規定する利用者以外の者にTri-netかすがいを利用させてはならない。

(セキュリティ)

第8条 利用医療機関管理責任者は、インターネットに接続する環境及びコンピュータウイルスの侵入を防止するためのソフトウェアを自ら整備するものとする。

2 ウイルス定義ファイルについては、利用医療機関管理責任者の責任において常に最新化を行わなければならない。

3 利用医療機関管理責任者は、Tri-netかすがいシステムにおいて情報漏洩の危険性があるファイル交換ソフトウェアのインストール等、ネットワークシステムの安全な稼働を脅かす可能性がある行為をしてはならない。なお、セキュリティ更新プログラムの提供が終了したOSの使用は認めない。

- 4 利用者は、システム管理者が指定するVPNクライアントソフトウェア等を用い、IPsec-VPNによりトンネリングする。また、Tri-netかすがいに接続中は、インターネットに接続することはできない。
- 5 接続機器については、システム管理者が許可した機器に限るものとする。
- 6 接続機器へのVPNクライアントソフトウェアのインストールは、システム管理者が指定する者が行うものとする。

(利用権の設定)

第9条 Tri-netかすがいの利用に際しては、運用細則に定める利用者の申請に基づき、統括責任者が専用の利用者識別番号（以下「ユーザID」という。）を付与することにより利用権の管理を行う。

- 2 利用者は、ユーザIDに係る暗証番号（以下「パスワード」という。）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、必要に応じて暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
- 3 パスワードは、英数字含めて8文字以上とし、有効期限は、最終更新の日から起算して60日とする。ただし、利用者は、有効期限までの間に随時パスワードを変更できるものとする。
- 4 パスワードを変更しないまま有効期限を過ぎた場合には、パスワードの変更操作を行ったのちにネットワークを利用できるものとする。
- 5 パスワード紛失時の再発行等に関しては、運用細則に規定する。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、Tri-netかすがいシステムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう利用しなければならない。

- 2 利用者は、その業務の遂行上知り得た春日井市民病院及び患者の機密を他に一切漏らしてはならない。また、Tri-netかすがいの利用が終了した後においても同様とする。
- 3 Tri-netかすがい上の患者の診療情報は、患者の診療のためにのみ利用し、他目的での利用や第三者に提供してはならない。
- 4 Tri-netかすがいから利用者が得た情報の利用及び流出に係わる一切の責任は、利用者及び利用医療機関管理責任者が負うものとする。
- 5 利用者は、Tri-netかすがいシステムの利用について、この規約並びに運用細則等及び統括責任者の指示に従わなければならない。
- 6 利用者は、利用者が閲覧した情報の記録が当システム上に記録され、統括責任者により確認されることを予め了承するものとする。

(予約)

第11条 Tri-netかすがいを利用した外来診察・機器共同利用の予約は、全ての患者において春日井市民病院における過去の診療の有無にかかわらず可能とする。

(閲覧範囲、閲覧期間)

第12条 利用者は、次の場合に患者の診療情報を閲覧することができるものとする。

- (1) 自施設から春日井市民病院に対する患者紹介情報がTri-netかすがいシステムに登録されたとき。
 - (2) 春日井市民病院から自施設に対する患者紹介情報がTri-netかすがいシステムに登録されたとき。
 - (3) 前号に規定する場合のほか、患者の同意を得て、統括責任者が許可したとき。
- 2 患者の診療情報の閲覧期間は、前項各号に定める日から1年間とする。ただし、利用医療機関の代表者からの閲覧延長申請について統括責任者が許可した場合は、その日からさらに1年間延長するものとする。
- 3 患者の診療情報の閲覧範囲については、委員会において定める。
- 4 公開される診療情報は、原則平成29年6月1日以降のものとする。ただし、がん地域連携クリティカルパス適応患者は平成23年6月1日以降のものとする。
- 5 利用者は、次の場合に患者の診療情報が閲覧できなくなる。
- (1) 患者から統括責任者に対して、Tri-netかすがいの利用について不同意の申し出があったとき。
 - (2) その他統括責任者が判断したとき。

第4章 運用

(個人情報保護法の遵守)

第13条 利用医療機関責任者及び利用者は、個人情報保護に関する法令及びガイダンス等を遵守し、個人情報の保護に万全を期するものとする。

(患者の同意)

第14条 利用者は、Tri-netかすがいで患者の診療情報を閲覧する場合は、患者に説明した上で同意を得なければならない。

(利用時間)

第15条 Tri-netかすがいの利用時間は、運用細則において定める。

- 2 Tri-netかすがいは、毎月第1土曜日午前2時から午前4時までの間は、メンテナンスのために利用を制限する。また、他の時間帯においてもメンテナンス等のために利用を制限する場合があります。

る。

3 前項に定める場合のほか、統括責任者は次に掲げる場合に、機器等の運用の一部又は全部について、その利用を制限することができる。

- (1) Tri-netかすがいシステムに障害が発生した場合
- (2) 機器等の増設又は交換を行う場合
- (3) データの滅失及び毀損からの復旧を行う場合
- (4) データのバックアップ等当システムの管理上の理由から必要と認められる場合
- (5) その他統括責任者が必要と認めた場合

(ユーザID及びパスワードの失効)

第16条 統括責任者は、利用者が法令又はこの規約等に違反する行為が認められた場合は、ユーザID及びパスワードを失効させることができる。

第5章 雑則

第17条 この規約に定めるもののほか、Tri-netかすがいの運用上必要な事項は、統括責任者が運用細則で定める。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。